



2017年7月31日

各位

スパークス・グループ株式会社  
代表取締役社長 阿部 修平  
(東証JASDAQスタンダード:8739)

## 第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1. 処分の概要

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 処分期日  | 平成29年8月21日                             |
| (2) 処分株式数 | 3,000,000株                             |
| (3) 処分価額  | 1株につき214円                              |
| (4) 処分総額  | 642,000,000円                           |
| (5) 処分予定先 | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)        |
| (6) その他   | 本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。 |

#### 2. 処分の目的および理由

当社は、本日開催の取締役会において、当社および当社子会社3社(スパークス・アセット・マネジメント株式会社、スパークス・グリーンエナジー&テクノロジー株式会社、スパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社。)の従業員(以下「グループ従業員」といいます。)に、業績向上や株価上昇に対する意欲の高揚を促すことにより、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「株式付与ESOP信託」(以下「ESOP信託」といいます。)の導入を決議しました。ESOP信託の概要につきましては、本日発表しました『「株式付与ESOP信託」の導入に関するお知らせ』をご参照下さい。

本自己株式処分は、ESOP信託の導入により、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結する株式付与ESOP信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)に対し、第三者割当による自己株式処分を行うものです。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中にグループ従業員に交付すると見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は平成29年3月末現在の発行済株式総数に対し1.43%(小数点第3位を四捨五入、平成29年3月末現在の総議決権個数2,028,222個に対する割合1.48%)となります。

#### 信託契約の内容

- |       |   |
|-------|---|
| 信託の種類 | : 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)                   |
| 信託の目的 | : グループ従業員に対するインセンティブの付与                       |
| 委託者   | : 当社  |
| 受託者   | : 三菱UFJ信託銀行株式会社<br>(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |



- 受益者 : グループ従業員のうち受益者要件を充足する者  
信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者(公認会計士)  
信託契約日 : 平成29年8月18日  
信託の期間 : 平成29年8月18日～平成35年8月末日(予定)  
制度開始日 : 平成29年8月18日  
議決権行使 : 受託者は、受益者候補の意思を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。

### 3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため当該処分に係る取締役会決議の直前1か月間(平成29年6月29日から平成29年7月28日まで)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)における当社株式の終値の平均値である214円(円未満切捨て)としています。取締役会決議の直前1か月間の当社株式の終値の平均値を採用することにしたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響などを排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

また、当該処分価額は、東京証券取引所における当該取締役会決議の前営業日(平成29年7月28日)の終値214円と同額であり、当該取締役会決議の直前3か月間(平成29年5月1日から平成29年7月28日まで)の終値の平均値である213円(円未満切捨て)に100.47%(プレミアム率0.47%)を乗じた額であり、もしくは同直前6か月間(平成29年1月30日から平成29年7月28日まで)の終値の平均値である214円(円未満切捨て)と同額であることから、特に有利な処分価額には該当しないものと判断しました。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査役全員(3名、うち2名は社外監査役)が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しています。

### 4. 企業行動規範上の手続き

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

#### ■ 本件に関するお問い合わせ先

スパークス・グループ株式会社 経営管理部  
TEL : 03-6711-9100 / FAX : 03-6711-9101